

令和3年度
東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会
評価部会

令和3年12月22日

東京都庭園美術館新館 2階会議室

午後 2 時 1 分開会

大森文化施設担当課長：定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから令和 3 年度東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会の評価部会を開催させていただきます。

私は、東京都生活文化局文化振興部文化施設担当課長の大森と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。私から向かって左の席の方から御紹介させていただきます。

中島良司委員でございます。

竹内順一委員でございます。

天野知香委員でございます。

長佐古美奈子委員でございます。

橋本優子委員でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局を御紹介させていただきます。

東京都庭園美術館、樋田館長でございます。

同じく東京都庭園美術館、牟田副館長でございます。

同じく東京都庭園美術館、森事業係長でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず、会議次第がございます。次に、資料 1 から資料 5 までの資料及び評価表がございます。右上に資料番号が付されております。

まず、資料 1 が「東京都庭園美術館美術資料収集方針」、資料 2 が「令和 3 年度東京都庭園美術館収集候補作品一覧表」、資料 3 が「作家・作品説明書」、資料 4 が「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会設置要綱」、資料 5 が「評価部会委員名簿」、最後に資料番号を付しておりませんが、「評価部会評価表」、A 4 横のものがあると思います。よろしいでしょうか。もし過不足がございましたら事務局職員までお申し付けください。なお、配付いたしました資料につきましては後ほど回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、会に入る前に事前の説明になりますけれども、東京都庭園美術館は、令和 3 年度より条例設置の公の施設として東京都が運営を行うことになりまして、今回の委員会が東京都主催の初めての美術資料収蔵委員会になります。美術資料収蔵委員会の構成として、収集部会と評価部会がございます。収集部会は、作品が庭園美術館の収蔵品としてふさわしいか否かを御審議いただく部会で、今回の評価部会に関しましては、庭園美術館の収蔵品としての作品価格を個別の委員の方々に御評価いただくものでございます。

評価部会でお諮りする案件については、本日午前中に開催した収集部会において収蔵す

るのが適切であるという御意見をいただいておりますので、今回の評価部会についてはその価格を御審議いただきたいと思えます。

また、評価対象資料の価格評価に関する議事は、東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会設置要綱第11により非公開となります。当部会の議事録につきましては、同要綱第11の第2項の定めに従いまして、美術資料収集決定の後に公開を予定しております。公開に当たりましては、委員の皆様には個人情報など公開に差し障りのある内容がないか、追って確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども議事に入ります。

まず、本日審議いたします収集作品の説明を事務局からお願いいたします。

樋田館長：収集作品についてこれから御説明いたします。そして、後で実際に作品を見ていただきます。今、一気に説明させていただいたので少し分かりにくかったらいけないので、重ねてといたしますか、確認でもう一度申し上げますと、今年度の4月から当館は、一言で言うと地方公立美術館として一本立ちしました。これまでも外から見れば同じようなものですが、国の博物館法、そしてそれに基づく地方の自治体がつくる条例に基づく美術館ではありませんでした。それが他の東京都の美術館、博物館等と同じように条例に基づく館になったということです。

それに基づきまして、こういう収集の場でも、これまでは作品の芸術的評価と、それから价格的評価を同時に行って行っていましたが、部会を分けるということになりました。そういうことで、先ほど申し上げましたように、午前中の収集部会において、作品の芸術的評価については既に済んでおりまして、オーケーということになりました。皆様をお願いしたいのは作品の価格の評価ですね。購入作品の場合は購入金額、受贈の場合は寄贈の評価額について評価をお願いしたいと、そういうことです。

具体的には、購入について皆さんにお諮りするの1点です。また、寄贈については23件あります。これは、これから牟田副館長と事業係長の森と担当学芸員から御説明いたしますが、要するに、これまで当館がいろいろな折に、当初で言えば朝香宮あるいはそれに関連する方々からここに御寄贈があったものがずっと置いてあったわけですが、先ほど申し上げたように条例に基づく美術館になるということで、改めて都の管理の下に置かれるということとして、そのために正式に、変な言い方ですが、都に管理替えするということになりました。そこで、改めて評価を皆さんをお願いしたいと、こういう次第です。

ですから、いわば当館が条例に基づく美術館として一本立ちするのに当たって、これまでの経緯もありここにあったものを総決算として正式に都の財産にすると、こういう主旨でお願いしているわけです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは副館長及び事業係長から御説明いたしますので、お願いします。

牟田副館長：それでは、まず私から、東京都庭園美術館美術資料収集方針について御説明をさせていただきます。お手元の右上に資料1と付してあります資料でございます。これまで当館独自の要綱に基づいて作品資料の収集を行ってまいりましたが、今年度より条例

に基づく公の施設となったことを受けまして、東京都より作品収集に当たっての基本方針を新たにお示しいただいております。今後、当館ではこの方針に沿って収集候補作品を選定し、本委員会に推薦させていただくこととなります。

初回ですので簡単に読み上げさせていただきます。

東京都庭園美術館美術資料収集方針

東京都庭園美術館の美術資料の収集に当たって、その方針を定めることで、首都東京、国際都市東京の美術館にふさわしい美術資料の収集を図る。

1 収集の基本的考え方

館は、歴史的な価値を有する建造物である旧朝香宮邸を保存し、及び公開するとともに、その建物及び庭園を生かして美術作品等を展示することにより、もって都民の教養並びに学術及び文化の発展に寄与するため設置されている。

この設置目的を果たすため必要な美術作品等を収集する。

2 収集対象

ア 旧朝香宮邸旧蔵資料及び美術資料

イ 旧朝香宮邸建設に関わったアーティスト及び団体が制作した美術資料

ウ アール・デコ様式との関連を有する美術資料

エ 建物公開及び庭園公開事業で必要とされ、芸術的、資料的価値が高いと認められる美術資料

続きまして3の収集分野でございますけれども、こちらはアからケまでに細分されておりました、それぞれ絵画、彫刻、工芸、デザイン等となっておりますけれども、内訳については御覧いただければと思います。

この中でクに資料という項目を設けておりまして、その中に旧朝香宮邸またはアール・デコに関する書籍・資料、装飾物・建材等ということで注意書き、内訳を明記してございます。

ここで少し御説明をする必要がありますが、東京都及び当財団では、収蔵品のデータベースを整備しまして、広く都民の皆さんに御活用いただくということを現在行いつつあります。その際に、検索を容易にするとともに、当館における収蔵品管理上の都合もございまして、属性上、これまでのアからキに分類され得るものであっても、朝香宮邸または朝香宮家に由来するものにつきましては、全てクの資料という形で別途一括してこの区分により管理をさせていただくことといたしました。

具体的に申し上げますと、今年度の付議案件の中にも、一般的に家具と呼んでいるものが複数ございますけれども、その中で、この旧宮邸にもともと由来するもの、あるいは朝香宮家の御関係の方から今回お譲りになったようなものに関しましては、家具の分類ではなくて資料のほうに位置づけております。他方、この宮邸ですとか宮家と関係なく、アール・デコの時期のいわゆる家具として収蔵したものについては、この収集分野の中のオの家具に分類をするといった形でございます。

2の収集対象のアからエまでのものと、3の収集分野のアからケの分類につきましては、これから御説明をいたしますこちらのA4横の資料2と資料3とございますけれども、こちらにそれぞれ収集方針という欄が設けてございまして、それぞれイ、ウですとか、2のイ、3のウといったような形で記号が記してございます。これはそれぞれこの収集方針の2の収集対象のどれに当たるのか、3の収集分野のいずれに当たるのかといったことを記号で明示してございます。御参考にしていただければと思います。

それからもう一つ補足がございまして、お手元の資料に沿って御確認いただければと思いますが、今回付議いたしますのは、購入が1点、寄贈が23件となっております。このうち購入1点と寄贈1番となっておりますクローゼットにつきましては、今回新規で収蔵の候補となっているものでございますけれども、ナンバーの欄に寄贈2番以降、「(移管)」と補足がついているものにつきましては、先ほど当館館長より御説明ありましたとおり、これまで当財団資産の扱いで東京都庭園美術館の収蔵品として、既に当館での展示ですとか調査研究に資してきたものでございます。このたび都条例に基づく公の施設となったことを受けまして、財団資産から都有資産への移管手続が行われることとなりました。移管に際して財団から都への寄贈という形を取る必要がございまして、今回新規収蔵候補作品と併せて本委員会に付議をさせていただきました次第です。これにつきましては、本年3月に既に第1回を行いまして、今回はその際に未付議であった分ということになります。移管に伴う寄贈候補としての付議はひとまず今回で終了ということになります。

それでは、個々の内訳について御説明をさせていただきます。

まず、資料3という作品の画像が入っているものを御確認いただきながらのほうが分かりやすいかと思いますが、これから御報告いたします資料は実際にこの後現物を御覧いただくこととなっておりますので、詳細につきましては改めてそこで御覧いただきながらとさせていただきます。

まず、購入候補として1番、蓋付壺、ラパンNo. 21。こちらはフランスの国立セーヴル窯の作品で、当館とも関わりの深い装飾美術家のアンリ・ラパンがデザインをしたものでございます。既に当館では同型の壺を1点収蔵しておりますけれども、今回新たに1925年、アール・デコ博覧会が開催された当時の年記を持つ作品が発見されまして、非常に状態もよいということから、当館での収蔵を検討しているものでございます。具体的な作品そのものについては、後ほど御覧いただきながら改めて御説明させていただきたいと思います。

購入はこの1点となります。

続きまして寄贈です。先ほど御説明しましたとおり、この寄贈1番が今回新規の収蔵案件として付議するものでございます。こちらはクローゼット（妃殿下寝室）となっておりますけれども、もともとこの宮邸にあったことが様々な資料、写真資料等から明らかであったものでございますけれども、これまで長らく朝香宮家の御関係の方のお手元でお使いになられていたものでございます。そちらが今回御遺族の方のお申出により当館に寄贈ということで今回案件として付議しているわけですが、来歴が非常に明らかであると

ということと、あとは当館の建物公開展等、展示活用が大いに期待できますことから、収集候補として挙げさせていただいているものでございます。こちらも後ほど現物を御覧いただけますので、その際により詳しい御説明をさせていただきます。

寄贈2番以降がただいま御説明いたしました東京都への移管分ということになります。寄贈2番についてはライティングビューローでございまして、寄贈3番のテーブルと併せて、こちらは先年当館の展示等で使用してください、活用してくださいということで、寄贈により既に収蔵して建物公開展等で活用してきたものでございます。以上が寄贈の2番と3番です。

寄贈4番に関しましても、同様に1930年代後半のブリティッシュアール・デコスタイルのクローゼットでございます。既に展示等で活用させていただいている作品でございます。

寄贈5番、作品名、朝香宮家紋入銀器、宮本商行の刻印があります。

寄贈6番が受領證綴、こちらは1件、39点でございます。朝香宮鳩彦王が単身で1921年に渡欧されますけれども、その当時から、日本を発つときから1925年に允子妃とお2人そろって御帰国されるまでの間、現地でいろいろ支払いの際に受け取った領収書、レシートを事務官の方が全て取りまとめて束ねておかれたものです。これを当館で過去に購入によって取得をいたしまして、いろいろと調査研究を現在も進めているところでございますけれども、これによって御夫妻の滞在中の様々な足跡ですとか、誰と会ったかといったようなことがかなり詳しく分かるという非常に貴重な資料でございます。中にはアール・デコ博覧会を訪れた際の記録ですとか、ラリックのブティックで作品を購入した際のもの、それからレオン・ブランショという彫刻家に水彩画の指導を受けていた際のものであるとか、非常に多様なものが含まれておりまして、当館、旧朝香宮邸を研究する上での基礎資料という位置づけで大変貴重なものと考えております。これも今回都に移管させていただきます。

寄贈7番、朝香宮鳩彦王巡行写真等となっておりますが、今画像としてお示ししているもの以外に900点ございます。これらは朝香宮鳩彦王が公務として日本国内各地の工場ですとか、あるいは教育施設等を巡行された際に現地の方々と記念で撮影をされたものの1枚が宮家に納められたものの累積だと推測しております。もともとこの宮邸内にあったものですが、過去の経緯によって一時国会図書館のほうに所蔵されていたものですが、国会図書館のほうから改めてそういった資料の経緯から庭園美術館で活用してくださいということで移譲されたものでございます。

寄贈8番、櫛でございます。こちらは朝香宮家の御関係の方から過去にお譲りいただいたものでございます。その際に、允子妃が御使用なさっていたということで承っておりますけれども、既に渡欧の後、允子妃は洋装で短髪となりますことから、こういったべっこう製の日本髪を結われたりする際にお使いになる櫛については、恐らく渡欧前、もしかしたら内親王時代か、朝香宮家に御降嫁される際にお持ちになったものではないかと推測しております。いずれも使用痕がございますので、ただのお道具というよりは、実際にお手

元に置いてお使いになっていたものではないかと思われます。

続きまして、寄贈9番、自動車部品（ラジエーターグリル）でございます。何でこのようなものが美術館資料なのかと思われるかもしれませんが、詳細については後ほど実際現物を御覧いただきながら御説明するとしまして、そもそも朝香宮鳩彦王が1921年に単身で渡欧されて、数年で御帰国されてという御予定であったところが、翌22年にいここである北白川宮成久王とともにパリ郊外をドライブ中に事故に遭われて、鳩彦王が大けがを負われてしまうと。その看護のために、日本に残られた妃殿下も急遽パリに行かれて御夫妻そろっての生活が始まったというところが、そもそもアール・デコ博との出会いですとか、あるいはその後の旧朝香宮邸の誕生へとつながる一連のストーリーがございまして、この自動車部品、ラジエーターグリルは、まさにその鳩彦王が事故に遭われたときに乗られていた車のパーツということでございます。こちらは事故が起きた現場近くの自動車修理工場に長らく保管されていたものですが、それをぜひ美術館で活用して、そういった悲惨な事故の後にアール・デコの素敵な建物が建てられるに至ったのだということで使ってくださいという御好意の下、御寄贈いただいたものを、今回併せて移管対象とさせていただきます。

次に、寄贈10番、朝香宮家写真でございます。これはお示ししているもののほかに16点ございまして、允子妃の肖像写真のほか、鳩彦王、その他御家族の方たちがくつろがれていらっしゃる場面等も含まれているお写真でございます。恐らく時期的に明治末から大正前期となっておりますが、まだ允子妃のこのドレスのお姿などを見ると渡欧前であることは恐らく疑いないということで、この宮邸に移られる前の宮家のいろんな生活ぶりですとか、お姿等が分かる貴重な資料となっております。

寄贈11番、朝香宮家ガラス乾板となっておりますが、こちらも先ほどの国会図書館に一時移管されたものから返還を受けたものの一部の中に含まれていたものでございます。ガラス乾板が計61枚ございまして、実際にそのうちの何枚かをプリントしてみましたところ、恐らく昭和4年でしたか、昭和の即位に伴う御大礼が行われたときにお召しになった束帯姿の殿下の肖像ですとか、あるいは御家族のすぐお身内の方たちのお写真ですとか、様々なものが含まれておりました。中でも貴重であったのは、ガラス乾板から当時焼いたと思われるプリントした1枚に、小川一真の写真館でプリントしたことが明らかとなっているものが含まれておりました。小川一真につきましては、明治・大正期を代表する写真家として皇室技芸員にもなっていましたし、写真史上も大変貴重なものでございますけれども、そういったものが61点あるということで、これも当館にとっては非常に貴重な収蔵品となっております。

寄贈12番は椅子でございます。こちらは旧宮邸時代、第一応接室と呼ばれました、今も朝香宮邸正面玄関に入って、ラリックの扉を正面にして左手に小部屋がございまして、こちらが第一応接室というお部屋でございまして、かつてそのお部屋のために制作され、実際に宮邸内で使われていたものでございます。これらは現在宮内庁の書陵部に所蔵されて

おります朝香宮邸新築工事録の中にきちんと図面が残されておりますことと、あとは竣工当初の宮邸の写真の中にも写されているものですので、来歴としては明らかでございます。この資料の当館収蔵時受入区分に建物付属となっておりますが、そういった記載があるものにつきましては、この旧朝香宮邸を東京都が取得した当時、既にこの旧宮邸内に残されていたというものになります。

寄贈13番に関しましても同様で、こちら椅子でございますが、これは宮邸内喫煙室で使われておりました椅子でございます。同様に宮内省内匠寮工務課によるもので、当時喫煙室で使用されていたことが明らかとなっております。

なお、寄贈12、13、いずれの家具も展示等に供せるように、布については張り替えておりますのでオリジナルではございません。木部についてはオリジナルですけれども、布については美術館になってから張り替えてございます。

寄贈14番のクローゼットでございますが、こちらに関しては旧宮内省の図面等にも記載はなく、また、竣工当時の宮邸の写真の中にも写り込んではいませんが、専門家の方に見ていただいたところ、1920年代から1930年代に制作された家具で間違いないということで、材、それから技法等々、スタイルも含めて当時のもので間違いないでしょうという鑑定結果をいただいております。そういったことから推測しますと、恐らく何らかの経緯で宮家によって取得されて、旧宮邸内で使用されていたものではないかと推測しております。同様に、建物を引き継いだ当時から既に当館の中に保管されていた分でございます。

寄贈15番、朝香宮邸航空写真でございます。こちら国会図書館からの返還分の中に含まれていたものでございます。下志津陸軍飛行学校から宮家に対して献上されたものだと思いますが、はっきりと昭和16年、1941年という年記がございまして、その当時の宮邸及びその外周部の様子をうかがう上で非常に貴重な、当時としては航空写真は非常に貴重だったと思われませんが、宮邸を中心に写している資料ということで貴重なものだと考えております。

続きまして、寄贈16番、朝香宮邸竣工写真等でございます。こちらは松井写真館等となっておりますが、恐らく建物が昭和8年の5月頃にはもう既に宮家御家族がお移りになれるような形で竣工していたと思われそうですが、内装も全て終わって、家具等も搬入されて程ない時期、宮家に移られる直前ぐらいに宮内省によって撮影が委嘱されて、そして松井写真館によって撮影をされた竣工写真であると考えております。こちらが27枚ございますけれども、正面、南面等外観だけではなくて、大客室や大食堂といったようなメインのお部屋についても、竣工当初の姿が非常によく分かる写真ということで、大変貴重な資料となっております。

寄贈17番は博覧会絵葉書となっております。これは1925年にパリで開催されましたアール・デコ博覧会の際に、土産物等として当時大量に発行されて売られていたポストカードでございます。これは宮家とは関係ございません。当館が独自にアール・デコ関係の資料として収集したものでございます。全てで814枚ございますが、博覧会の様々なパビリオン

ですとか会場全般の様子、また夜景ですとか、そういった様々なシーンが含まれておりまして、今日ではなかなかその全容をつまびらかにすることのできないアール・デコ博覧会の会場の様子を端的に知ることができる非常に貴重な資料だと捉えております。ちなみに、今画像として載せております1枚目は、国立セーヴル製陶所が博覧会に出品したパビリオンでございますが、先ほど御説明した購入候補に挙げております青い壺が入り口のところに飾られているのが分かります。後ほどまた改めて御説明しますが、この青い壺については、この博覧会でラパンが実際にこのパビリオンで公開をしていた可能性があるものということで、併せてそういったものもこの絵葉書から知ることができるという貴重なものでございます。

続きまして、18番でございますが、これは鋳銅製の花生けでございます、作者名は豊田勝秋でございます。工芸家として、近代工芸の中で無型の立ち上げにも関わった重要な作家でございますが、そのゆかりの方から、ぜひ館での展示等に供していただきたいということで過去に御寄贈を受けたものでございます。

続きまして、19番から21番まで、ウーゴ・ラ・ピエトラというイタリアの現代作家の作品が続きますが、こちらは1994年に当館で開催いたしましたヨーロッパ工芸新世紀展という展覧会がございまして、その際の出品作でございます。館長は監修で関わられたんですたっけ。

樋田館長：しました。

牟田副館長：樋田館長の監修の下に開催されました展覧会への出品作でございます、各地巡回の後、主催者であるNHKに作家から寄贈を受けたものを、さらに開催館各館で活用していただきたいということで、それぞれ譲り受けたものでございます。

樋田館長：ちょっと違うんだけど、いいですか。当時、借りてきて返すとかえってお金がかかるというので、買っちゃったほうが安いとそろばんをはじきまして、NHKが買ったんです。買って展示してもらった後、どうしようかというときに、それはお世話になった、庭園美術館は立ち上がりだったので、それで寄贈させていただいたという次第です。

牟田副館長：ありがとうございます。建物公開展等で積極的に活用を図らせていただいております。ということで、ちょっと今まで御紹介したものと若干毛色が違いますが、同じように当館収蔵品として今回都への移管を検討しているものでございます。

22番が同様にヨーロッパ工芸新世紀展への出品作として、トム・ディクソンによる「ブランクーシの柱/光の彫刻」という照明を伴った作品でございますが、これは全部で3基ございまして、実際に現物を後ほど御覧いただきます。

最後に、寄贈23番が彫刻家の富永直樹による「大将の椅子」という作品でございます、こちらはまだ作家が御存命であった当時、当館に対してぜひ活用していただきたいということで御寄贈をいただいたものでございます。これと同型の作品が長崎県美に所蔵されていまして、1984年に開催された第16回日展に出品されていることが知られております。それと同型の作品ということで、モデルになっているのは作家の身近な御家族であった愛猫であ

るとその当時の出品の際のカタログに作家自身の言葉で語られておりますけれども、縁あって当館に御寄贈を受けたものでございまして、過去に建物公開展等でも何度か展示をさせていただいているものでございます。収蔵の後、これからも活用が期待されるものでございます。

駆け足でざっと今回の候補となっておりますものを御説明させていただきましたが、いかがでしょうか。

大森文化施設担当課長：ありがとうございます。これから作品の検分をしていただきますが、今の段階で何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速会場を移しまして、もし御意見、御質問がありましたら、また戻られてから御審議の中でお願いできればと思います。

それでは検分のほうをよろしくお願ひいたします。

牟田副館長：では、御案内いたします。

(委員離席)

(作品検分)

(委員着席)

大森文化施設担当課長：ありがとうございます。それでは、作品を御覧になっていただいて、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

竹内委員：これから評価額の数字を入れるわけですが、いろいろなやり方がありますが、そちらのほうの集計で、一番高い価格を除く、一番低いのを除いた残りの平均を出すとかいろいろな館によって違いますが、ここではどうなさりますか。

大森文化施設担当課長：それは少し前後しますが、評価方法の御説明を先にさせていただきますと、評価表に金額を記載していただきまして、まさにおっしゃっていただいたとおりで、評価額の最高価格と最低価格を除いた金額の平均価格を評価額とさせていただきたいと思います。なお、金額は税込みで御記載ください。

竹内委員：もう一つ、表記の仕方ですが、全部ゼロで表現するんですか、それとも漢字を入れて、例えば500万円というのは、「500万円」と書けば許されますか。その辺はどうですか。

牟田副館長：桁区切りのカンマを打っておりますので、できれば数字でお願いいたします。

大森文化施設担当課長：ありがとうございます。

そのほか、何か作品に関するお話とかはございますでしょうか。よろしいですか。

ではお手元の評価表にボールペンで御記入をお願いしたいと思います。御記入が終了された方は、挙手いただくと事務局の係員が取りに行きますので、よろしくお願ひします。係員による確認後は御退席いただいて問題ございませんので、確認完了をもって委員会終了とさせていただきます。

(委員評価表記入・回収)

大森文化施設担当課長：記入を確認させていただきましたら、資料はそのまま回収させて

いただきます。机の上に置いたままにさせていただいて結構ですので大丈夫でございます。
よろしく申し上げます。

午後 4 時11分閉会

以上